

Title	Sir Ernest Satow, a Diplomat in Japan
Sub Title	
Author	田中, 萃一郎(Tanaka, Suiichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1921
Jtitle	史学 Vol.1, No.1 (1921. 10) ,p.167- 169
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	東西新史乗
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19211000-0167">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19211000-0167</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

も(此の文章では明白ではないが)一般に對する特殊の價值なるものを認めて居らるゝのであらうか。此の點ははつきりしないが自分にはどうも著者が道徳の一般的法則の一面のみを重視せらるゝ結果其の本質たるべき特殊的要求は輕視せられて居るのではないかと感じられる。若しさうだとすると著者の誤りを指摘せねばならない。道徳に對しても歴史に對しても藝術に於ける如く單に一般的自然法則のみを律することの出來ざるはいふまでもない。何故なら歴史は自然と精神との個性的統一の意志内容であり而して道徳は此の歴史的事實の特殊化的要求に外ならないのであるから。其故各時代各社會各國民の特殊的要求の史的客觀性を離れて單なる道徳の一般法のみに存し得ない。吾々は道徳に一般的價值を認めると共に其の特殊の價值をも認めねばならぬのでないか。要するに特殊文化なるものを世界史的背景の上に持ち來らす爲めには自然法と規範法との關係を明かにし同時に此の兩者の統一の上に其の史觀を建設せねばならない。

以上は粗雑を免れぬであらうが自分の此の書に於ての感想の一端を披瀝したに過ぎない。最後に吾が國史界に於ても新しき好き傾向の生じつゝあることを祝福する。(一九二一年八月十七日晚稿)

山本 光郎

Sir Ernest Satow: A Diplomat in

Japan (London, Seeley, 1921)

明治初年の系圖學者鈴木眞年の『史略名稱訓義』に漢文で序文

東西新史乘

を書いて居る英國薩道は即ち當時英國公使館二等書記官であつたサトウ氏で氏は後に日清戦争の頃から五ヶ年間は東京に駐劄して英國政府を代表して居つた。但し今回公にされた此の著述は日本滞在當初數年のとをのみ叙述したもので表題の下には "The inner history of the critical years in the evolution of Japan when the ports were opened and the monarchy restored" と記してある。即ち日本の開國維新史である。自序にも云ふてあるがサトウ氏は一八八二年の末に日本を去て暹羅公使として盤谷駐在中一八八五年から一八八七年の間に本書の前半を起稿したのである。即ち日本滞在の記憶のまだ消え遣らぬうちに當時の日記を参照して記述したのである。次で原稿はその儘底に埋もれて居つたのを一九一九年の九月に近親の人達に勤められて當時の日記を材料として後半を補ひかくて本書の出版を見るに至つたのである。

サトウ氏が外務省留學生として横濱に着いたのは文久二年八月十五日のとて安政五年の條約は未だ敎許を経ず、幕王壞夷論は國內に沸騰し、間もなく生麥事件に次で鹿兒島の砲撃下の關の攻撃等が行はれたのであつた。サトウ氏は熱心日本語を學修し漸く日本の形勢にも通じて來たが慶應二年に鹿兒島藩の商船が横濱に入港せんとして外商との交通を禁止されたのを目撃した時チャルス・ヨツカピイの發行せる『シヤパン・タイムス』に一文を寄せ大君と締結せる現行條約は天領の民にのみ外國貿易を許すものであつて日本の大半との交渉を不可能ならしむるが故に不完全である。故に條約を改正せねばならぬと共に日本政府の組織をも改遣

せねばならぬ。即ち大君は須らく大諸侯の一人となり御門の統御の下に大名の聯邦を造つて大君に代つて政治の局に當らねばならぬと論じた。次でサトウ氏は日本語の教師、徳島藩の沼田寅三郎と共にこの論文を日本語に翻譯したが翌年京阪の書肆は『英蘭策論』と題して盛に之を賣出した。爲に讀者のうちにはこの意見を以て英國公使館の政策を示すものであると解するに至つた。是が如何に各藩の藩論に影響を與へたかを調べて見るのも面白い問題であらう。兎に角サトウ氏は右の意見でパアクス公使も之に動かされて居つたから佛國のロウシユ公使の如く幕府を最後まで援けやうとはせなんだのである。故に本書の一四〇頁に日本のパアクスに負ふ所は日本の決して償ふもの出来ぬもので又決して十分に之を認めて居らぬ。若しパアクスが一八六八年の革命に際して態度を異にし多數の僚友と行動を共にしたならば王政復古の前途には容易ならぬ困難が起り内亂は決してしかく迅速に終了し得なうだであらうと云ふて居るのである。明治元年の記事のみでも百五頁を占めて居つて當時の事情は判然領會し得らる。而して本書は翌年正月十四日サトウ氏の賜暇歸國横濱出帆の日を以て了つて居る。即ち本書は當時の事情に精通した一英國人の手に成れる文久二年乃至明治元年まで七年間の維新史と目す可きであつて而もその側面觀には容易に他に得難い文字がある。併し詳細に之を紹介するとは出来ぬから茲には氏の一身に關した一條の記事を譯出して見やう。

『自分は一八六五年の四月から横濱領事館の通譯官になつたが

その俸給は年額僅かに四百磅であつた。それで兵庫出張中自分の日本語の知識は證明せられたので俸給五百磅を得て居る。通譯官と同等の任務に堪え得る自信が出来た。蘭語通譯官は日本の大臣と會見の際公使の陳述を蘭語に翻譯し而して日本の蘭語通譯官が復た之を日本語に翻譯するのである。應答も亦同じく二人の媒介を要するのである。然るにシイボルドや自分が通譯する時は直ちに日本語に翻譯するから遙かに敏活に又正確に運ぶのである。公文書でも同じ事では日本人の助を借りることもあるが時には借りずに公文書を日本語に翻譯することが出来る。更に自分は各種の政治上の機密文書を讀んで之を英語に翻譯することが出来るが蘭語通譯官は到底企て及ぶことが出来ぬ。それで二人は断然決心し一八六六年の八月にサア・ハアリが自分に澤山の政治上の文書の翻譯を命じたから別々に書面を以て外務省に宛て年額壹百磅増俸の上申を爲さんとを請求した。公使は二人に對して憤つたから自分は請求の拒絶されたものも考へた。かゝる事情であつたから自分は父の許に書面を寄せて將來の見込が無いと云ふて遣つた。その當時電信は錫蘭まで通じて居るのみであつたが思ひの外早く父から返電があつて直ぐに歸國せよ大學に遊んで後に辯護士になるまで學費を給與しやうと云ふて來た。それで安心して自分は再びサア・ハアリに面會して辭職を申出で郷里から電報を得たから直ぐに英國に歸らねばならぬと告げた。公使は暫しブツ／＼して居つたが總て袖斗の中に數日間入れて置いてあつたクラアレン卿の指令を取り出し

た、即ちシイボルトと自分の請求を許可する旨を認めてあつたのである。それで自分も始めて辭職の決心を離へすこととなつた』

因にサトウ氏は一八八七年にパリスタアになつた『フーズフー』に見えて居るが暹羅から歸國した際當年の素志を遂げて試験に及第したと思はる。(田中萃一郎)

James George Frazer: Folk-lore in the Old Testament-Studies in Comparative Religion, Legend and Law. 3 vols. London, 1918.

Folk-lore は現在に於て民傳又は民俗として譯し、その學問を民傳學又は民俗學と呼んでおる。先に金の小枝 “The Golden Bough” 十巻の大著を著してラテン民族の古俗を闡明したフレイザーは、此度標題の如き書物によつてヘブライ民族の民俗學的研究を公けにした。

一體民俗學は、文明民族がかつて經歷した未開時代の遺習 “Survivals” を他の現存野蠻人の習俗と比較して説明せんとする學問である。従つてその研究に於ては類例の蒐集といふ事が特に重んぜられておる。フレイザーの著書は此種の蒐集の最も代表的のものであつて、その一項一項に關し他民族に於ける類例を殆ど網羅し盡し、恰も民俗學の字引たる觀がある。

東西新史乘

本書もその例に洩れず、ヘブライ民族の間に存せし古代生活の根柢を擧ぐると共に世界各地の民族の多數な類例を掲げ、容易に外國の材料に接する事の出來ぬ吾人に多大の便益を與へて呉れる。

たとへば大洪水(創世記六、七、八、九章)の訃話は海から遠き山上に見る化石を發見した未開人の驚異からと、又實際に遇へる海嘯・汎濫の記憶から、誘起されたものらしい。マビロニア・ヘブライの洪水傳説も恐らくチゲリス、ユーフラト河の洪水に起因するものであらうと云ふており、又ヤコブの相續權乃ち末子相續權(同第二十章)に關してもヤコブが父及び兄を騙して家長權を相續せるは古くユダヤ民族中に普通であつた末子相續權の反映であらう。末子相續の起るのは遊牧及び農業の移住的組織の民族に於て、子供は生長すると兩親の家を捨て他に移住し、末弟が家に残つて兩親を養ふ結果であると論じて居る。

又ヤコブと山羊の羔の皮(同第二十七章)なる題下に於てヤコブが盲ひたる父を騙かんがため山羊の羔の皮をもつて己の手頭を滑澤るる所を掩ひ、兄の如く毛深く見せかけ、父の祝福を得たのは、恐らく弟が長子の權を襲ふ場合山羊から新たに生れる儀式を行つた古代の風習の反映であらう。此儀式はヘブライ人の間に於てたゞ山羊を屠り、その皮の片を更生すべき者の身體に附するといふ省略せられた形式に於て存し、マイナルの物語者は此儀式を誤り傳へたのであらうと云つておる。

又ヤコブの結婚(同二九章)なる題下に於てヤコブは母の兄ラバ